

株式会社鰺ヶ沢洋上風力発電所「(仮称)鰺ヶ沢洋上風力発電事業環境影響評価方法書」に対する通知について

令和4年8月25日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法施行規則第61条の5第1項ただし書の規定に基づき、令和4年2月28日付けで届出のあった「(仮称)鰺ヶ沢洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」について、電気事業法施行規則第61条の5第1項に定める勧告の期間を延長するとともに、同規則同条第2項の規定に基づき、株式会社鰺ヶ沢洋上風力発電所に対し、延長する期間及び期間を延長する理由を通知した。

1. 延長する期間

令和4年8月26日から令和4年9月22日まで

2. 期間を延長する理由

本方法書について、電気事業法施行規則第61条の5第1項に定める勧告の期限内に都道府県知事等の意見を踏まえた勧告が困難であるため。

(参考) 環境影響評価方法書に係る手続

環境影響評価方法書受理	令和4年 2月28日
経済産業大臣勧告期限 (延長後)	令和4年 9月22日

問合せ先：電力安全課 長尾、須之内
電話：03-3501-1742（直通）